

優先接種に関するQ & A

	Q	A
1	施設等の従事者であれば、常勤・非常勤、職種は問わず、対象となるのか。	対象となります。通知文記載の施設等に従事しており、横浜市の接種券をお持ちであれば、正規・非正規、職種を問わず、対象となります。
2	職員の家族は対象となるのか。	大変申し訳ありませんが、今回の優先接種の対象とはなりません。
3	市外在住だが、市内の施設等に従事している。対象となるか。	大変申し訳ありませんが、今回の優先接種は、横浜市の接種券をお持ちの方となっているため、市外在住の方は対象とはなりません。
4	すでに余剰ワクチンの接種希望申請しているが、市の優先接種の予約は可能か。	予約可能です。ただし、余剰ワクチンを含め、予定している優先接種より前に、他の会場においてワクチン接種をされた場合には、市の優先接種予約のキャンセル手続きを忘れずに行ってください。
5	すでに他の会場で接種の予約をしまっている（1回目未接種）が、今回の市の優先接種とどちらで接種したほうが良いのか。	予約可能な会場で接種してください。なお、県の優先接種については、市町村において接種が可能であれば、市町村での接種を優先するようにホームページに記載があります。
6	これから雇用される人も対象となるのか。	接種期間のうちに勤務を開始される方で、従事証明書の発行が可能であれば対象となります。
7	個別接種会場（医療機関等）では接種できないのか。	今回の優先接種は、集団会場でのみ実施となります。
8	20代の従事者ですが、接種券がまだ届かないが、今回の優先接種を予約できるか。	今回の優先接種は、横浜市の接種券をお持ちであることが接種対象の条件となっています。大変申し訳ありませんが、接種券がお手元に届くまでお待ちください。 なお、接種券は、6月下旬以降、年齢別に発送されており、20歳代の方には、7月19日の週に発送される見込です。
9	接種するワクチンの種類は何か。	全ての区における集団接種会場は、ファイザー社製です。
10	接種にはどれくらいの時間がかかるのか。	移動時間を除き、経過観察も含めて30分程度の見込みですが、会場の規模や接種状況により長引く可能性があります。
11	接種後に保育に入ることは可能か。	経過観察で異常が見られなければ、可能です。
12	接種する際の配置基準はどのように考えるのか。	令和3年6月18日付こ保運第306号「新型コロナワクチン接種に伴う保育所等（※）の人員基準の取扱いについて（通知）」のとおりです。 （参考）【横浜市としての考え方】 ○事前予約に基づくワクチン接種の場合には、事前に配置を満たすことが困難であることが把握できるため、他の職員で配置を確保するようにお願いします。 ○ワクチンが余った等により、急に接種会場に呼び出されて接種した場合や、ワクチンの副反応により出勤ができなくなった場合（短期間3～4日程度を想定）において、本市基準の職員配置ができない場合においては、指導の対象とはしません（※）。 ※ 指導の対象とはしませんが、各園の児童や保育士の状況を勘案し、クラス編成の工夫をするなど、安全な保育が確保できるよう、ご配慮ください。 ○上記の場合において、職員が大量に不足し、安全な保育の確保が困難となる場合（国基準を満たすことが困難である場合等）は、今後の園運営の支援策等について検討いたしますので、保育・教育運営課まで速やかにご相談ください。
13	（最終的に）接種は受けなければならないのか。	接種は義務ではありません。また、従事者の方に案内する際も強制とならないよう、十分に配慮してください。 厚生労働省は、「新型コロナワクチンの接種は、国民の皆さまに受けていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。しっかり情報提供を行ったうえで、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われます。 予防接種を受ける方には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意志で接種を受けていただいています。受ける方の同意なく、接種が行われることはありません。 職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないようお願いいたします。」としています。
14	ワクチン接種の際のサービス上の取扱いは？	就業規則に則った取扱いとしてください。